【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年３月28日
【会社名】	サトーホールディングス株式会社
【英訳名】	SATO HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長　松山 一雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区下目黒一丁目７番１号
【電話番号】	03－6665－0600（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画統括　櫛田 晃裕
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区下目黒一丁目７番１号
【電話番号】	03－6665－0600（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画統括　櫛田 晃裕
【縦覧に供する場所】	サトーホールディングス株式会社 ビジネスプラザ （埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目207番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成24年３月28日開催の当社取締役会において、スイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）において募集する2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び同条第２項第１号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ 本新株予約権付社債の銘柄

サトーホールディングス株式会社2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ⅰ）発行価額（払込金額）

本社債の額面金額の100%（各本社債の額面金額 5,000,000円）

（ⅱ）発行価格（募集価格）

本社債の額面金額の102.5%

(ⅲ) 発行価額の総額

50億円

(ⅳ) 券面額の総額

50億円

（ⅴ）利率

本社債には利息を付さない。

(ⅵ) 償還期限

2017年４月13日

(ⅶ) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数100株）

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額合計額を下記(ix)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ⅷ) 本新株予約権の総数

本新株予約権の総数は1,000個とする。

各本社債に付する本新株予約権の数は１個とする。

(ix) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役執行役員社長又は代理人が当社取締役会の授権に基づき投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、2012年３月28日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社が保有する自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

（ｘ）本新株予約権の行使期間

2012年４月27日から2017年３月27日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。

但し、①本新株予約権付社債の要項に定める本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の５営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、②本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branchに引き渡された時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2017年３月27日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。

さらに、上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款の作用によるかを問わず株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における４営業日（当該４営業日の計算においては両日（行使日及び株主確定日）を計算に含めるものとする。）に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第１項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

（ｘｉ）本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

（ｘｉｉ）本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

（xiii）本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。

（xiv）本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

ハ 発行方法

Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branchの総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前８時（日本時間）までに行われる。

ニ 引受人の名称

Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch

ホ 募集を行う地域

スイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）

ヘ 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

（ⅰ）本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

(1) 払込総額　　5,000百万円

(2) 発行諸費用の概算額　　15百万円

(3) 差引手取概算額　　4,985百万円

（ⅱ）本新株予約権付社債の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債の新規発行による手取金については、平成24年４月末までに全額を、次の借入金の返済に充当する予定である。

返済する予定の借入金は、平成24年１月17日付で完全子会社化した立象科技股?有限公司（Argox Information Co., Ltd.）の株式取得のための借入金55億円であり、かかる株式取得及びその対象である子会社の概要は以下のとおりである。

（株式取得の概要）

取得株式数　48,000,000株

取得価額総額　2,253,000,000NT＄

（株式取得した子会社の概要）

名称　立象科技股?有限公司（Argox Information Co.,Ltd.）

所在地　中華民国新北市新店區寶橋路235巷126號７樓

代表者　董事長（Chairman）：魏東隆（Wei, Tong-Lung）

事業内容　電子プリンタ、スキャナ・ターミナルの製造販売

資本金　480,000,000NT＄

設立　1996年７月26日

ト 新規発行年月日

2012年４月13日

チ 本新株予約権付社債を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

リ 平成23年12月31日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数　32,001,169株

資本金の額　6,331百万円

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以 上